

広島県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成二十年七月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

指 定 施 設		変 更 後	
病 院	種 類	名 称	所 在 地
老人保健施設 サンビレッジ		社会福祉法人東光会 介護老人保健施設 サンビレッジ	福山市春日町七丁目六番二七号
福山市坪生町字黒坂六 ○五番地			
		名 称	所 在 地
		社会福祉法人東光会 介護老人保健施設 サンビレッジ	福山市春日町七丁目六番二七号